



そろそろ **禁煙** しませんか？

ぜひ当院の **禁煙外来** を御利用ください

受診日：木曜日 午前

(麻醉科外来) (予約制)



下記の条件に当てはまる方で

最終的に医師が必要と判断した場合は

保険診療になります。

1. ニコチン依存テスト5点以上
2. 1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数が 200 以上  
※2016年4月より 35歳未満の方は2の条件除外
3. 直ちに禁煙を始めたいと思っている
4. 禁煙治療を受けることを文書で同意している

注意) 前回の治療の初回診察日から1年以内に受診する場合は、**自費診療**となります